

防災無線を活用した 定期放送を実施しています

3月11日(金)、午後2時46分ごろに
防災啓発放送と火災発生時のサイレン
吹鳴テストを実施します

**定期放送を実施して
います**

防災無線を活用し、災害発生時に備えた平常時の放送点検と、子どもたちに帰宅を呼び掛けるために定期放送を実施しています。

とき・内容

■毎日、午後6時(10月〜翌年2月までは午後5時)、童謡「夕焼け小焼け」(メロディのみ)

**防災啓発放送を実施
します**

東日本大震災の発生から5年となる3月11日(金)、午後2時46分ごろに防災啓発放送を実施します。

また、防災啓発放送の後、火災発生時のサイレン吹鳴テストも実施します。

**防災情報音声案内サー
ビスをご利用ください**

◇防災情報音声案内サー
ビス(☎0800(805)
5653)

同音声案内サービスは、防災無線から放送している防災情報について、放送内容を電話で確認できるものです。

防災無線の放送が聞き取りにくい場合にご利用ください。

お問い合わせ 危機管理室
(内線9501)

今年には未曾有の大災害と言われる阪神淡路大震災から21年、東日本大震災から5年が経過します。私たちは、この大規模災害の教訓を忘れることなく、防災意識を持ち続けるとともに、災害に対する備えをすることが重要です。

本市では、土砂災害警戒区域などを中心に防災無線システムを整備しています。

これにより、風水害などにより土砂災害などの発生の危険性が高まったとき、避難勧告などの情報をいち早く皆さんにお知らせすることができま

災害時における復旧復興・支援体制を確保!

各種団体と災害時の 応援協定を結んでいます



近い将来、高い確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、迅速かつ的確な復旧復興や被災者支援をするため、各種団体と災害時の応援協定を積極的に結んでいます。

27年度中に締結した協定は右下表のとおりです。

名称(締結日)	目的、内容など	協定先
災害時における支援に関する協定書 (27年6月1日)	・大規模災害発生時に物資が必要なとき、可能な限り優先的に物資を供給する。 ・旧彼方支店を指定避難場所として地域住民に開放する。	大阪南農業協同組合
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (28年2月1日)	・大規模災害発生時に、住宅地図や地図製品などを貸与・供給する。	㈱ゼンリン

※28年2月現在

本市では、今後も各種団体との協定締結を推進し、大規模災害に備えていきます。

お問い合わせ 危機管理室
(内線9501)

低所得の高齢者を対象に

『年金生活者等支援臨時福祉給付金』

が支給されます

「一億総活躍社会」の実現に向け、アベノミクスによる景気回復や賃金引き上げの恩恵を受けにくい高齢者世帯を支援し、28年前半の個人消費の下支えとなるよう低所得の高齢者に対して「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

対象要件を満たす人が支給を受けるためには申請が必要で、制度の詳細や申請の受け付け期間などについては、詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

給付金詐欺にご注意ください

給付金の支給手続きで、市役所などの公的機関が、ATM(現金自動預払機)を利用するよう指示したり、預(貯)金口座の暗証番号を聞き出したりすることは絶対ありません。

不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や市役所へご連絡ください。

お問い合わせ 地域福祉課
(内線288)

避難行動要支援者への対策を強化

「災害時要援護者支援プラン」を「避難行動要支援者支援プラン」に改訂します

本市では、23年3月に「災害時要援護者支援プラン」を策定し、災害時の支援体制や地域支援組織の組織化などを推進してきました。

本法が一部改正され、新たに「避難行動要支援者（災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難な人）」に係る名簿の作成を市町村に義務付けるなど、避難行動要支援者への対策強化が図られました。

これらを踏まえ、本市においても、災害時に避難行動要支援者に対してより適切な避難支援ができるよう28年3月に、「災害時要援護者支援プラン」を「避難行動要支援者支援プラン」に改訂します。

◆避難行動要支援者支援プランとは

「避難行動要支援者支援プラン」では、いざという時に地域の住民同士が助け合う「共助」による絆の強い地域づくりをはじめ、市と地域が一体となって災害時に避難行動要支援者に対して適切な避難支援ができるよう具体的な方法や体制などを定めています。

◆「登録申出書兼同意確認書」を送付します

災害対策基本法に基づき、本市が保有する情報から、災害時の避難に支援を要すると考えられる人に「避難行動要支援者名簿登録申出書兼名簿情報提供同意確認書」を3月上旬に送付しますので、制度内容や同意内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で地域福祉課へ提出してください。

※「災害時要援護者台帳」に登録されていた人には、2月中旬に同確認書を送付しています。まだ届いていない場合はお問い合わせください。

◆登録申出に当たっての注意

「避難行動要支援者名簿」に登録することにより、災害発生時に避難支援者から支援を受けられる可能性は高くなりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、災害発生時などに必ず支援が受けられることを保証するものではありません。また、災害発生時などにおける避難支援は、地域の支援者の善意による地域活動として可能な範囲で支援するもので、法的な責任や義務を負うものではないです。

お問い合わせ 地域福祉課 (内線282)

避難行動要支援者名簿に登録を

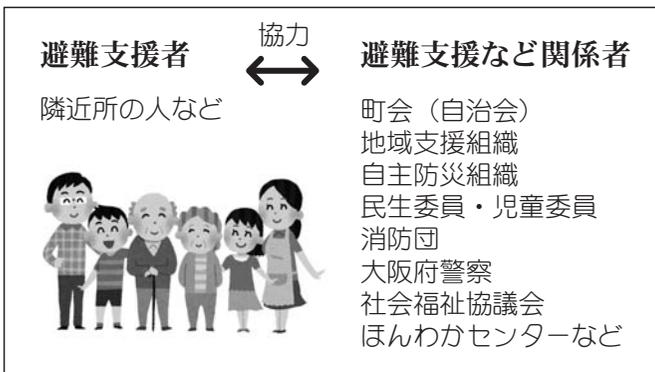
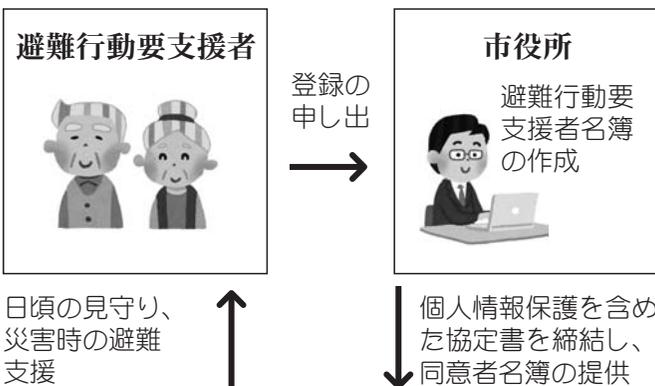
本市では、避難行動要支援者を把握するため、「避難行動要支援者名簿（要支援者の避難支援、安否確認などを実施するための基礎となる名簿）」を整備し、地域を主体とした支援体制の構築を推進していきます。

対象者 災害時などに支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した在宅の人で、次の①～⑥のいずれかに該当する人

※ただし、家族などの支援を受けて避難ができる人や施設・病院に入所・入院中の人などは除きます。

- ①身体障がい者手帳（1級・2級）を持っている人
- ②療育手帳（A判定）を持っている人
- ③精神障がい者保健福祉手帳（1級）を持っている人
- ④要介護状態区分が要介護3～5の人
- ⑤「障害者総合支援法」による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
- ⑥65歳以上で、「一人暮らし」・「高齢者のみの世帯」・「昼間に家族などが不在」のため支援が必要で登録を希望する人

※①～⑥に該当しなくても、災害時などに支援を要する人（妊産婦や日本語の理解が十分でない外国人など）であれば、登録を随時受け付けていますので、希望する人は申し出てください。



金剛地区活性化シンポジウム

～みんなで考える金剛地区の未来～

を開催します

本市では、金剛地区（高辺台、久野喜台、寺池台）の将来のまちの姿などを示す「金剛地区再生指針」の策定を進めています。同指針の策定に向けて、ニュータウンで起こっている課題や活性化に向けた先進的な取り組みなどを

り、金剛地区活性化について皆さんと共に考える機会とするため、同シンポジウムを開催します。
 とき 3月13日(日)、午後1時30分～4時
 ところ 金剛団地中央集会所2階(寺池台一丁目9の70、金剛連絡所北側)

28年度から国民健康保険料の納付回数が年12回から10回に変わります

これまで国民健康保険料は、算定基礎となる前年中の所得を賦課期日（4月1日）に把握することができないため、前々年中の所得をもとに仮計算した額（仮算定）を4月にお知らせし、7月に前年中の所得をもとに再計算し確定した年間保険料（本算定）をお知らせしていましたが、28年度から仮算定を廃止し、本算定のみでの計算に変わります。

これにより、4月と7月の年2回の保険料通知が6月の年1回になり、納付回数も年12回から10回に変わります。

※なお、特別徴収(年金天引き)の人は、納付回数(年6回)に変更はありません。

問い合わせ 保険年金課 (内線155、157)

※金剛連絡所横の駐車場

(有料)には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 増田 昇さん(大阪府立大学大学院教授)による基調講演「ニュータウンにおける課題や取り組みについて」、地域活動団体の代表者による実践報告、パネルディスカッション、写真などの展示など
 定員 100人(当日、直接会場へ)

参加費 無料
 持ち物 上靴
 問い合わせ まちづくり推進課(内線452)

春の交通安全講習会を開催します

本市では、交通安全に対する意識を高めるために、年2回「交通安全講習会」を開催しています。

交通事故を防止するためには、一人一人が交通社会の一員としての自覚を持ち、交通ルールの遵守など交通安全に対する意識を高めることが必要です。正しい交通ルールを学び、実践するために、この機会にぜひ交通安全講習会を受講しましょう。日程などは左表のとおりです。

とき	ところ
3月16日(水)、午後7時～	金剛中学校
17日(木)、午後7時～	レインボーホール(市民会館)
18日(金)、午後7時～	川西小学校
20日(日)、午前11時～	市消防本部4階講堂
22日(火)、午後7時～	大伴小学校
23日(水)、午後7時～	富田林小学校
24日(木)、午後7時～	藤沢台小学校

※いずれも30分前より受け付け開始です。
 ※全ての会場で手話通訳が付きまます。
 ※運転者講習受講カードを持つている人は、持参してください。

問い合わせ 道路交通課(内線416)

健全な森林を次世代につなぐため「森林環境税」が導入されます

近年、局地的な集中豪雨により、土砂災害などの自然災害が各地で発生している一方で、間伐をはじめとする森林管理作業の停滞により、森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとするさまざまな公益的機能が低下しています。自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐため、府では、森林

保全対策を緊急かつ集中的に実施する財源として、28年度から「森林環境税」を導入します。
 課税方法 年額3000円(28～31年度までの4年間、府民税均等割額に300円を加算)
 問い合わせ 府民お問合せセンター「ピピっとライン」(☎06(6910)8001)

28年度分

無料ごみシール を配布します

無料ごみシールを郵送
で配布します

茶色の封筒に、シールと「ごみの分け方・出し方」の保存版パンフレットを同封し、ご家庭のポストに投函します。3月12日(土)〜28日(月)の間に配布します。期間中はポストの確認をお願いします。

なお、シールは世帯の人数ごとに分けて発送するため、同じ地域、同じ住所であっても到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。また、パンフレットにはごみの分別に関する情報や収集の曜日などが記載されていますので、大切に保管してください。

シールが届いたら種類、枚数を必ず確認してください

シールの種類、配布枚数は下表のとおりです。

3月29日(火)を過ぎてもシールが届かないときは、衛生課まで連絡してください。

シールの交付申請

住民登録をされていない人などにはシールを届けることができませんので、本市に居住していることを証明するもの(住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物など)と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

■学生(住民登録されていない)に貸家されている家主の皆さんへ
短期大学生や大学生に貸家されている家主は、シール交付申請をしてください。

無料ごみシール配布枚数 ※年1回配布、1年間の枚数

燃えるごみ専用シール		
世帯人数	枚数(シート数)	色
1~2人世帯	110枚(5.5枚)	赤紫
3~4人世帯	220枚(11枚)	
5~6人世帯	280枚(14枚)	
7人以上の世帯	340枚(17枚)	
粗大ごみ専用シール		
世帯人数に関係なく1世帯当たり	36枚(6枚)	深緑

申請時には、印鑑と建物の名称や所在地、部屋番号、学生の氏名、生年月日、学校名、学年、学生証番号が必要です。

■転出などにより本市から引越される場合は、転出届の際にシールを返還してください。

シールは譲渡禁止です。他人に譲らないでください。

シールは4月から使用
できます

シールは年度によって色分けしています。28年度のシールは、4月からの収集に使用できます。

なお、27年度のシールが残っている場合は、継続して使用することができません。

※期限が過ぎたシールは使用できません。

紙おむつなどを利用
されている人にごみ
シールを追加交付
します

高齢や身体の障がいなどのため、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを常時利用されている人に、申請によりごみシールを追加交付します。

●交付枚数 1週間につき、燃えるごみ専用シール2枚

●交付申請 初めての申請には証明が必要です。衛生課または金剛連絡所に備え付けの申請書に「障がい者等日常生活用具給付等決定通知書」のコピーを添付するか、次のいずれかの人に証明を受けて、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。



●医師(開業医、かかりつけ医など) ※証明手数料は無料です。
●地域の民生委員
●町総代(自治会長)
●ケアマネジャー
●ホームヘルパー
※2年目以降、証明は不要です。

●シールの返却 転出などの理由により使用する必要がなくなつたときは、速やかに返却してください
問い合わせ 衛生課(内線144〜146)

もう取り付けましたか?住宅用火災警報器 ~全ての住宅に設置が義務化されています~

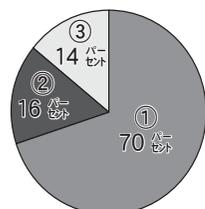
住宅火災で亡くられる原因の多くは、「逃げ遅れ」によるものです。住宅用火災警報器を設置することで、万一火災が発生しても早期発見・避難につながり、皆さんの大切な「いのち」を守ります。

市消防本部では、設置状況などを調査するため、市立小・中学校を通じて、住宅用火災警報器に関するアンケートを実施しました(右図参照)。

まだ設置されていないご家庭は、早めの設置をお願いします。また、すでに取り付けられているご家庭は「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃から手入れや点検をしましょう。

問い合わせ 市消防本部予防課 ☎(23)1124

条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。



① 設置している
② 一部設置している
③ 設置していない

市営喜志駅地下 自転車駐車場の ご利用を



自転車やバイクを路上などに放置すると、歩行者や車いすの通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因となり大変危険です。特に、駅周辺は「自転車等放置禁止区域」に指定されていますので、必ず駐車場をご利用ください。

同駐車場は、自転車と原付バイク(50cc以下)が駐車でき、一時利用も可能です。自転車の定期利用には、学生割引(高校生以下)もあります。

また、近鉄長野線「喜志駅」改札口へは、地下専用通路で直結しており雨の日も大変便利です。ぜひご利用ください。

利用時間
午前6時～翌日の午前0時30分

利用料金
下表のとおり

区分	定期利用料金		一時利用料金	
	1カ月	3カ月	1回駐車券	回数駐車券(12回分)
自転車(学生割引)	2300円(1900円)	6600円(5400円)	200円	2000円
原付バイク	3300円	9600円	300円	3000円

申し込み 同駐車場 ☎(24)6293

災害による被害を最小限に ～大伴地区に自主防災会が誕生～

新たに、かがり台自治会に自主防災会が結成され、消火器や水バケツ、ヘルメットなどの防災資機材が配備されました。

今後は、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



かがり台自主防災会

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

プラムボックスウイルスとは

ウメやモモなどの植物が同ウイルスに感染すると、葉に特徴的な輪紋を生じる他、果実の表面に斑紋が生じることで商品価値が損なわれたり、成熟前に落果したりするなどの悪影響を及ぼすことが知られています。

そのため、同ウイルスは植物防疫法により「検疫有害動植物」に指定されており、根絶をめざした緊急防除が実施されています。

25年12月に、「プラムボックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)」の緊急防除に関する省令」などが改正され、本市の一部地域においてウメ、モモなどの苗、植木、盆栽、切り枝などの持ち出しが禁止されました。

27年の国・府による調査の結果、新たに3月6日(日)から「須賀一〜三丁目」が持ち出し禁止区域に追加指定されました。

新たに市内の一部地域においてウメ、モモなどの苗、植木、盆栽、切り枝などの持ち出しが禁止されました

持ち出してはいけない地域(緊急防除区域)		
須賀一〜三丁目	谷川町	錦織北一〜三丁目
甲田一〜六丁目	廿山一・二丁目	錦織東一・二丁目
小金台一〜四丁目	廿山(大字)の一部(府道202号線以南の地域)	錦ヶ丘町
寿町一〜四丁目		藤沢台一〜七丁目
桜ヶ丘町	津々山台一〜五丁目	富美ヶ丘町
新青葉丘町	寺池台一〜五丁目	宮甲田町
新家一・二丁目	常盤町	美山台
高辺台一〜三丁目	錦織(大字)	

左表に記載
地域 持ち出してはいけない

植物 持ち出してはいけない

ウメ、モモ、ユスラウメ、スモモ、アンズ、ネクタリン、オウトウ、セイヨウマユミ、ヨウシュイボタなど※種子および果実は持ち出すことができます。

生け垣や庭木は 適切な管理を

カイヅカイブキなどの生け垣や庭木の茂った枝が伸び過ぎて道路にはみ出すと、景観を損ねるだけでなく、通行の妨げとなります。

また、交差点の見通しが悪くなったり、カーブミラーを隠してしまったりするなどして、思わぬ事故の原因にもなりかねません。敷地内の生け垣や庭木などは早めに剪定するなど、所有者が適切に管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

問い合わせ 道路交通課 (内線412)

※同ウイルスは、ウメ、モモなどの植物に感染するウイルス病で、人や動物には感染しません。感染している木の葉に触ったり、果実を食べたりしても健康に影響はありません。

問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所 ☎06(6571)0801

毎年4月2日は 世界自閉症啓発デーです

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

また、厚生労働省ではこの日から8日までを「発達障がい啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のための啓発活動を実施しています。

自閉症をはじめとする発達障がいは、脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいであり、発達障がいのある人は、コミュニケーション

シヨンや対人関係を築くことが苦手です。

発達障がいのある人が個人の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。

同啓発デーを契機として、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深めていただくようお願いいたします。

※詳しくは、府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp>

a.lg.jp/chikiseikatsu/hatatsusuyogai_osaka/index.html をご覧ください。

同啓発デーの ブルーライトマップ

府では、同啓発デーに合わせて、府内の主要建物を同啓発デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップします。

とき 4月2日(土)、日没(午後6時30分ごろ)～午後11時

ところ 大阪城天守閣、通天閣、天保山大観覧車

※天保山大観覧車は午後10時まで。

問い合わせ 府地域生活支援課 ☎06(6944)6689

3月は自殺対策 強化月間です

～その悩み、これ以上、
ひとりで抱え込まないで～

自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「心理的に追い込まれた末の死」であり、「防ぐことができる社会的な問題」であると言われています。さまざまな悩みを抱えている人は、一人で悩まず次の機関などにご相談ください。



また、家族や友人など身近な人の悩みや異変に気付いたら、温かく寄り添いながら、悩みを耳を傾け、次の機関などへの相談を勧め、じっくりと見守りましょう。

■府こころの健康総合センター ☎06(6607)8814

■富田林保健所 ☎(23)2684 (来所相談の場合は、要予約)

■保健センター ☎(28)5520

■関西のちの電話 ☎06(6309)1121 (365日、24時間対応)

■自殺予防のちの電話フリーダイヤル ☎0120(738)556 (毎月10日、午前8時～翌日の午前8時)

※府携帯サイトの自殺対策のページ <http://koko-ro-osa.ka.jp/j/> に、さまざまな悩みの相談窓口などが掲載されていますのでご覧ください。



●自死遺族相談 (予約制)

府では、大切な人を自死(自殺)で亡くされた人のために、来所相談を実施しています。

府こころの健康総合センターの専門相談員が、ご遺族の相談に応じます。電話の際には、「自死遺族相談」とお伝えください。

申し込み 府こころの健康総合センター ☎06(691)2818 (月～金曜日、午前9時～午後5時45分、ただし、祝日、年末年始は除く)へ

ハンセン病にかかったことは ありませんが 補償金の申請手続き期限(3月31日水) が迫っています

過去にハンセン病にかかったことがある人には、国から補償金(和解一時金)が支払われています。

療養所に入所したことがない人も対象となります。※すでに補償金を受け取った人は対象となりません。※手続きの方法など、詳しく

くはお問い合わせください(電話の際には、「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応し、プライバシーは固く守られます)。

問い合わせ (公財)沖縄県ゆうな協会 ☎098(832)9528、厚生労働省難病対策課 ☎03(5253)1111 (内線2369)

年に一度は 必ず狂犬病予防注射を



海外では狂犬病が発生しており、いつまた日本に侵入するかわかりません。飼い主の責務として、飼い犬登録し、毎年1回必ず

狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。左表の日程で、飼い犬登録と狂犬病の予防注射を実施しますので、最寄りの会

28年度飼い犬登録・狂犬病予防注射日程表			とき	ところ(会場)
とき	ところ(会場)			
4月4日(月)	9:30~10:10	中央公民館・図書館(旧国道170号側駐車場)	4月8日(金)	9:40~10:10 新青葉遊園
	10:30~11:00	興正寺別院前		10:30~11:00 五軒家総合会館
	11:20~11:40	中野町長寿会館前		11:30~12:00 久野喜台4号公園前
	13:10~13:50	新堂小学校前		13:40~15:00 高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
	14:10~15:10	川西小学校前	4月11日(月)	9:50~10:50 喜志会館前
4月5日(火)	9:50~10:50	梅の里2号公園前		11:10~11:30 桜井町新会館前
	11:10~11:40	梅の里9号公園前(梅の里三丁目自治会東集会所)		13:00~13:30 宮町集会所前
	13:20~14:10	藤沢台公園(藤沢台小学校北西側)		13:50~14:20 南旭ヶ丘集会所前
	14:40~15:00	緑ヶ丘集会所前	4月12日(火)	14:50~15:10 楠町集会所前
4月6日(水)	9:50~10:40	J A大阪南大伴支店前		9:40~10:40 寺池公園(公団342棟前)
	11:00~11:30	山中田ちびっこ公園		11:00~11:30 寺池台2号公園(金剛配水池前)
	13:00~13:40	東板持集会所前		13:10~13:30 嬉桜ヶ丘集会所前
	14:00~14:20	山手町集会所前		13:50~14:10 伏見堂児童遊園
	14:40~15:00	楠風台三角公園		14:30~15:00 J A大阪南旧彼方支店前
4月7日(木)	9:30~10:00	高辺台3号公園(自然公園)	4月13日(水)	9:30~10:10 須賀会館前
	10:20~10:50	向陽台3号公園		10:30~10:50 聖ヶ丘入口
	11:10~12:00	富田林保健所前		11:10~11:30 須賀台前(旧ポンプ場跡地)
	13:30~14:00	錦町自治会集会所前		13:10~13:30 甘南備集会所前
	14:20~15:00	J A大阪南錦郡支店前		13:50~14:10 中佐備児童遊園前
				14:30~15:10 J A大阪南旧西板持支店前

場で受けてください。
会場での注射ができない場合は、動物病院でも随時注射できますので、必ず受けてください。
費用 1匹につき

- ・登録手数料3000円(生涯1回)
- ・注射手数料3250円(狂犬病予防注射2700円、注射済票550円)
- ※犬が暴れると注射できないことがありますので、接種会場には犬をおとなしくできる人が連れてきてください。
- ※雨天の場合はお問い合わせください。
- お問い合わせ 衛生課(内線143、147)

男女共同参画センターウィズ 登録グループを募集

すばるホール内にある同センターウィズは、男女共同参画社会をめざして自主活動をするグループが学習、会議、交流などのために使用できる部屋です。

室内にはパソコン、印刷機、貸しロッカーなどがあります。部屋の利用は無料ですが、事前にグループ登録が必要で、活動内容や会員構成などによって審査します。



男女共同参画
シンボルマーク

また、登録グループになると、登録団体同士のネットワーク

トワーク「ウィズネット」に参加して、市と連携して事業などを実施することができま

市男女が共に生きやすい社会づくり を推進する審議会の委員を募集

本市では、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができ、男女が共に生きやすい社会の実現をめざして、さまざまな施策を総合的に実施しています。

これらの施策を具体的に進めていくにあたり、市民の皆さんから広くご意見をいただくため、同審議会の委員を次のとおり募集します。

対象者 市内在住で20歳以上の(性別不問)

募集 1人(志望動機などを審査の上、選考します)

任期 委嘱の日から2年間

※なお、同審議会委員には、市の規定に基づき報酬を支払います。

申し込み 3月31日(木)までに、人権政策課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課(内線474・FAX(25)9037)へ ※申込書は、市ウェブサイトの各課のページ「人権政策課」からダウンロードできます。

貸し農園の 利用者を募集

働くことに関する無料相談をご利用ください～あなたの仕事探しをお手伝い～

人権文化センター内にある就労支援センターでは、「なかなか仕事が決まらない」「働きたいけど何から始めていいのかわからない」など就職について悩みや疑問のある人を対象に、就労支援コーディネーターによる無料相談を実施しています。

また、月1回市役所での出張相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

●お出かけ就労支援相談

とき 3月22日(火)、午後1時～4時

ところ 市役所4階A会議室(当日、直接会場へ)

問い合わせ 市就労支援センター ☎(24)3700・FAX(25)5952)

「求職者支援制度」をご存じですか～職業訓練によるスキルアップで早期就職をめざします～

同制度の主な内容

○無料で「求職者支援訓練」などが受講できます。

○職業訓練期間中および終了後も就職活動を支援します。

○一定の要件を満たす人に対して、職業訓練受講給付金を支給します。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ ハローワーク河内長野職業訓練コーナー ☎(53)3081)

職場の労働問題で悩んでいませんか～総合労働相談コーナーのご利用を～

大阪労働局では、労働問題に関するあらゆる分野(解雇、労働条件など)の相談を大阪労働局および府内13カ所の労働基準監督署に設置した総合労働相談コーナーで受け付けています。また、電話での相談も受け付けています。

相談内容に応じて、助言や指導をはじめ、関係法令や判例などの情報提供、関係機関の案内などをしますので、労働者はもちろん事業主の皆さんもご利用ください。

◆総合労働相談ダイヤル

とき 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前9時～午後6時、☎0120(939)009)

※携帯電話やIP電話などからはご利用できません。つながらない場合や携帯電話からは☎06(7660)0072)。

問い合わせ 大阪労働局総務部企画室 ☎06(6949)6050)

●**なの花畑**
ところ 佐備
利用料 年額5万円(1区画約40平方メートル、種・苗・肥料代、農具使用料など含む)
※駐車場、農業用水、トイレ、休憩所あり。
問い合わせ 東さん ☎(34)5351)

●**松村ファーム**
ところ 龍泉(JA大阪南ライオンセンター前)
利用料 年額1万8000円(3万8000円(1区画約85(156平方メートル))
※駐車場、農業用水道あり。
問い合わせ 松村さん ☎090(5663)6237)
●**錦織西田農園**
ところ 錦織北一丁目
利用料 月額1万円(1区画約50平方メートル)
※インストラクター常駐、完全指導型。
問い合わせ 西田 忠勝さん ☎(23)3674)
●**西田農園**
ところ 錦織北二丁目
利用料 年額1万8000円

円(1区画約25平方メートル)
※駐車場あり。
問い合わせ 西田 正雄さん ☎(24)0632)
●**horikawa小規模農園A**
ところ 山中田町一丁目
利用料 年額1万円(1区画約100平方メートル)
問い合わせ 堀川 俊文さん ☎090(6987)3817)
●**クラインガルテン1・2・3**
ところ 1・2 佐備、3 龍泉
利用料 いずれも年額2万5000円(1区画約82・5平方メートル)
問い合わせ 谷口さん ☎(34)3151)

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定を

女性が職業生活において、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されました。

これにより、常時30人以上の労働者を雇用する事業主は、女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定などが新たに義務付けられます(300人以下の労働者を雇用する事業主は努力義務)。

策定した同行動計画は、女性活躍推進法が施行される、4月1日(金)までに、所在地の都道府県労働局雇用均等室へ届け出てください。 ※女性活躍推進法の内容など詳しくは、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni/suite/bunya/0000091025.html>をご覧ください。
問い合わせ 大阪労働局雇用均等室 ☎06(6941)8940)